

阿賀野市告示第178号

阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年8月27日

阿賀野市長 加藤 博幸

阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱（令和6年阿賀野市告示第72号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「就職」を「就業」に改め、同号ア（ウ）中「法人」の次に「等」を加え、同条第5号中「エ、オ」の次に「又はカ」を加え、同号に次のように加える。

カ 家業（申請者にとって3親等以内の親族が代表、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等）に就業すること。

第10条中「支援金」を「補助金」に改める。

第1号様式を次のように改める。

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

阿賀野市長 様

《申請者》

住 所 阿賀野市

氏 名

電話番号

メールアドレス

阿賀野市子育て世帯移住支援補助金交付申請書

阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付を受けたいので、阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

交 付 申 請 額	金	円
-----------	---	---

2 申請する移住の要件（該当する欄に○を付けてください）

補助金の種類	就業	起業	テレワーク	関係人口
同時に移住した家族の人数（申請者を含まない）	人	家族の人数のうち18歳未満の者の人数	人	人

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）

別紙1「阿賀野市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙1「阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
以下に記載する移住支援補助金の移住元に関する要件※2に該当しない。	A. 誓約する	B. 誓約しない
申請日から5年以上継続して、本市に居住する意志について	A. 意思がある	B. 意思がない
（就業・起業の場合のみ記載）申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
世帯員全てが暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないことについて	A. 該当する	B. 該当しない

(就業の場合のみ記載) 就業先の法人等の代表者、取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 阿賀野市への移住の意思について		A. 自己の意思である		B. 所属からの命令である

※1 各種確認事項のB.に該当した場合は、補助金の交付対象となりません。

※2 移住支援金の移住元に関する要件

- a 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- b 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）
- c ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

4 転入前（移住元）の住所及び転入年月日

住 所	〒		
転入年月日	年	月	日

5 移住後の生活状況（テレワークによる移住者のみ）

勤務先部署	
住 所	〒
勤務先へ行く頻度	

■ 添付書類

【必ず必要な書類等】（□にチェック）

- ☐ ①顔写真付き本人確認書類の写し
- ☐ ②別紙1（誓約事項、個人情報取扱い）
- ☐ ③移住元（転入前）の住民票除票の写し（世帯員分を含む）
- ☐ ④転入前、転入後に同一世帯に属する世帯員であることを証する書類
- ☐ ⑤振込先が確認できる預金通帳又はキャッシュカードの写し

【該当する要件ごとに必要となる書類】

- ◆要件を満たす就業をした場合
- ☐ ⑥就業先企業等の就業証明書（雇用形態、応募日時等を確認できる書類）
- ◆要件を満たす起業をした場合
- ☐ ⑦起業支援金の交付決定通知書の写し
- ◆テレワークの要件に該当する場合
- ☐ ⑧所属先企業等の就業証明書（自己の意思等を確認できる書類）
- ◆関係人口の要件に該当する場合（農業）
- ⑨農地の取得が証明できる書類
- ⑩出荷証明書等（販売農家としての活動が証明できる書類）

- ◆関係人口の要件に該当する場合（林業）
 - ⑪林業に従事していることが証明できる書類
- ◆関係人口の要件に該当する場合（水産業）
 - ⑫水産業に従事していることが証明できる書類
- ◆関係人口の要件に該当する場合（家業）
 - ⑬就業する企業等の経営を担う者（代表・取締役）と申請者との関係を証明できる書類

管理コード（新潟県及び阿賀野市使用欄）	
---------------------	--

(第1号様式 別紙1)

阿賀野市子育て世帯移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、新潟県及び阿賀野市から調査を求められた場合には、それに応じます。
 - 2 以下の場合には、阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱第10条の規定に基づき、速やかに阿賀野市に報告し、移住支援補助金（以下「補助金」という）。の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容で申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に阿賀野市以外へ転出した場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
 - (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿賀野市以外へ転出した場合：半額
- (テレワーク、関係人口の場合)
- (6) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさなくなった場合：全額

阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱い

新潟県及び阿賀野市は、阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業の実施に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、新潟県及び阿賀野市は、当該個人情報について、新潟県において実施する子育て世帯移住・就業等支援事業の円滑な実施のため、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記、阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援補助金の交付申請に関する誓約事項及び移住・就業等支援事業に係る個人情報の取扱いについて、承諾しました。

年 月 日

申請者氏名(自署)

.....

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年8月27日から施行し、改正後の阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の阿賀野市子育て世帯移住・就業等支援事業における移住支援補助金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以降に転入した者に適用し、同日前に転入した者は、なお従前の例による。